	平成26年度第5回横浜市外郭団体等経営向上委員会会議録			
日 時	平成26年12月25日(木)[13:15~17:15]			
開催場所	横浜市庁舎 5 階関係機関執務室			
出席者	大野委員長、遠藤委員、大江委員、田邊委員			
欠席者	鴨志田委員			
開催形態	公開(傍聴5名)			
議題	[議題1][再審議](公財)よこはまユース			
	[議題2](福)横浜市社会福祉協議会			
	[議題3]横浜市住宅供給公社			
	[議題4]横浜食肉市場(株)			
	[議題5](株)横浜市食肉公社			
	[議題6](公財)横浜市総合保健医療財団			
	[議題7](公財)帆船日本丸記念財団			
	[議題8]横浜ウォーター(株)			
	[議題9](公財)横浜市男女共同参画推進協会			
	[議題10](公財)横浜市芸術文化振興財団			
	[議題11](公財)三溪園保勝会			
	[議題12]横浜高速鉄道(株)			
	[議題13](株)横浜シーサイドライン			
	[議題14]横浜交通開発(株)			
	[議題15](公財)よこはま学校食育財団			
決定事項	・(公財)よこはまユースは、再審議の結果、「事業等の再整理に取り組む団			
	・(公別)よこはよユースは、丹番巌の紀末、 事業等の再選項に取り組む団 体」に分類したが、団体分類の表現等を再検討することとした。			
	・(福)横浜市社会福祉協議会は、継続審議とし、ケアプラザを指定管理する			
	で、個)傾然中社会権位励議会は、終続番議とし、グァブブリッを指定官達する 理由や、市社協と区及び地区社協との関係性について整理することとした。			
	・横浜市住宅供給公社は、「事業等の再整理に取り組む団体」に分類し、重点			
	・ 横浜市住宅供給公社は、 事業等の円置達に取り組む団体」に力類し、重点 を置く事業や方向性等については、これまでの議論等を踏まえてまとめる			
	を重く事業や月回任寺については、これよくの議論寺を輝まれてよこのも こととした。			
	こここした。 ・横浜食肉市場(株)は、「引き続き経営の向上に取り組む団体」に分類した。			
	・(株)横浜市食肉公社は、「引き続き経営の向上に取り組む団体」に分類し			
	(林)横浜市長内公社は、 引き続き経音の向上に取り組む団体」に刃類し た。			
	'C。 ・(公財)横浜市総合保健医療財団は、「引き続き経営の向上に取り組む団体」			
	に分類した。			
	│ ・(公財)帆船日本丸記念財団は、「引き続き経営の向上に取り組む団体」に │・(公財)帆船日本丸記念財団は、「引き続き経営の向上に取り組む団体」に			
	分類した。			
	つべった。 ・横浜ウォーター(株)は、「引き続き経営の向上に取り組む団体」に分類し			
	た。			
	│ ´゚。 │・(公財) 横浜市男女共同参画推進協会は、「引き続き経営の向上に取り組む			

団体」に分類したが、3館の指定管理の意義等について答申に盛り込むこ ととした。

- ・(公財) 横浜市芸術文化振興財団は、「引き続き経営の向上に取り組む団体 」 に分類したが、追加意見については改めて表現等を整理することとした。
- ・(公財)三溪園保勝会、横浜高速鉄道(株)(株)横浜シーサイドライン、 横浜交通開発(株)(公財)よこはま学校食育財団の5団体は、次回以降 に持ち越しとした。

議 事

1 開会

大野委員長

それでは定刻になりましたので、第5回横浜市外郭団体等経営向 上委員会を開催させていただきます。なお、鴨志田委員は欠席とい うことですので、本日は4名の委員で開催することになりますが、 これは定足数を満たしておりますので、審議に入りたいと思いま す。よろしくお願いします。

|2 [議題1][再審議](公財)よこはまユース

大野委員長

それでは、お手元の次第に従いまして、議題の1ですが、よこは まユースの再審議を行いたいと思います。前回から大分時間がたっ ておりますので、前回の審議の際のポイント及び再審議の論点を事 務局から簡潔に説明していただいた上で審議を進めたいと思いま す。よろしくお願いいたします。

事務局

大野委員長

<事務局より前回審議の要旨を説明>

ありがとうございます。それでは、これを受けまして、団体を所 管しますこども青少年局青少年育成課から資料を提出していただ いておりますので、それを含めて補足説明をいただければと思いま す。よろしくお願いします。

所管局・外 郭団体

<所管局及び団体より資料の説明>【席上配付資料】

大野委員長

ありがとうございます。それでは、以上の説明に基づきまして、 審議を進めたいと思います。早速ですが、委員の皆様から何かご質 問、ご意見、ございましたらお願いいたします。

一つ確認の意味で、言葉の整理でお聞きしたいのですが、この中 間支援という機能ですね、中間支援組織機能というのは、今のお話 ですと、この3つの役割の中の、関連の強い相互作用的な機能を果 たす、黄色で囲った両方の矢がついているところの働きを主に意味 するのでしょうか。

外郭団体

ちょっと今、言葉の中では中間支援機能と申し上げてしまったの ですが、我々の位置づけとしては、こちらの事業スキームに書いて あります中間支援組織としての機能としまして、黒く囲ってある下 に、この機能は何のためにというと、行政施策と地域をつなぐとい うことを目的としておりまして、具体的な取組としては、活動の支援ですとか、人材育成ですとか、青少年の育成に関する啓発ですとか、そういったものを推進していくというようなイメージを持っております。

大野委員長

そうすると、この黄色の矢印よりももっと広い意味といいますか、正確に言うと、行政のいろいろな施策を展開している上で、その受益者である地域住民の間に立って必要な役割を果たしていく、 そういう意味での組織であるという考え方でよろしいのですか。

外郭団体

そうですね、はい。

大野委員長

新しい言葉を使うとき、はっきりさせておかないと、何となくぼやっとしてしまって、特に「中間」「支援」「組織」と3つ言葉が並びますと、何を意味するのかなかなか理解しにくいものですから。

所管局

市民活動の分野等では、意外とこの中間支援組織という言葉はよく使われておりまして、住民あるいは住民団体の自立的な活動といいますか、自発的な活動団体、いわゆるNPOですね、そういった活動をネットワーク化したり、あるいはそれらを支援したり、それを行政とは別の立場で、言ってみれば全体の底上げのようなものに取り組む公益的な使命を担う団体のことを、中間支援組織とよく表現されております。ちょっと補足させていただきました。

大野委員長

そういう観点で確認させていただきますと、例えば放課後キッズクラブの運営という領域で、いわゆる放課後児童育成事業推進という領域で考えますと、横浜市が放課後の子どもの育成のために必要な機関としてこういった組織の運営を行っていくときに、いろいろなかかわりが出てきます。NPOであったり、そのほか民間のそういう業務を行っていきたいというところで。そしてその業務をできるだけ市が考えている方針に沿った形で展開してもらえるように、その間に入ってさまざまな支援をしたり調整をしたりする、このように理解してよろしいですか。

外郭団体

はい、そのとおりです。

大野委員長

はまっ子キッズ交流事業というのは、放課後の3事業のスタッフカアップ研修、ボランティア研修、ネットワーク構築、こういったことが主体であって、それに携わるいろいろなNPOなり、そういう事業を行おうとする企業なりが、その趣旨に沿ってこういうさまざまな活動に参画して、放課後児童育成に貢献しようと、このような位置づけでよろしいですか。

外郭団体

はい。

所管局

ちょっと補足しますと、2枚目に事業の取組、これは局の取組について、その事業と業務内容が書いてあります。かいつまんで申しますと、例えば放課後キッズクラブの設置・運営に関しては、全体の事業の運営についてはあくまでも行政が責任を持ってこの右側

に書いてある業務の内容をそれぞれ行うということですが、それぞれのキッズクラブを担う運営主体、それらがまたそれぞれの能力あるいは考え方をうまく生かしながら、全体の業務内容の向上に努めていくということが、私どもの期待しているところです。

その中では、他の運営団体と同様の立場ではありますが、ユースの事業、ユースが行っているさまざまな全体に対する働きかけ、いわゆる先ほど申し上げた中間支援組織的な機能の発揮というのは、事業全体に対して大変貢献する中身だと考えております。

もちろん、ほかの団体がそういう機能を発揮してもいいわけですが、この今回の放課後児童育成事業にユースが自発的・自立的に取り組む中で、そういったものを発揮するということについて、このユースの事業スキームの中で中心にあります青少年育成事業にとってプラスに作用するという判断を団体としているわけですので、そこのところはぜひ生かしていくべきであると、私ども所管としては思っているという考え方です。

大野委員長

前回の審議の話とつながってくるところなのですが、確かに一般に参画してくる、こういう推進事業に加わってくる、いわゆる民間の運営主体が積極的にネットワークをつくり、ほかの運営主体と協力し合ってということがなかなかやりづらいという、そういうところにユースが携わっていこうということであるならば、直接キッズクラブの運営に重点を置くのではなくて、むしろ今おっしゃったような中間支援的な活動に力を入れていくとするならば、指定管理団体としての目標数を高くしていくとか、そういうところに中心を置くのではない。今おっしゃったようなところが主たる目的であると位置づけながら、目標が運営対象を30増やすとかそういうところになると、私からすると趣旨がちょっと違うのではないかなと思ってしまうわけです。

そういう意味で、もしこういう事業を展開していくのであれば、 力点を置くところはどこなのかをはっきりさせていくと、前回の設 置目標とは異なってくるのではないかなと思うわけです。

外郭団体

委員長がおっしゃるとおり、私どものねらいとしては、放課後児童育成事業の赤いくくりの中にあります「放課後児童育成事業推進」という、「中間支援組織機能発揮」と重なった上の方に高く掲げてあるものが、我々の意図するところであるわけです。

ただ、この事業を推進していくために、やはり300幾つのキッズクラブのうちのある程度の運営を経験しておりませんと、いろいろな課題ですとか、現場が抱えている状況がわからないだろうというようなことが一方ではあります。

そして、この経営に関する方針に書き込んだものとしまして、で きる限り数値であらわせるものを目標として掲げていくというよ うなルールがありましたので、この事業数を幾つやりますというようなことが、前回にもありましたが、これから平成 31 年に向けて放課後児童育成の全体像がどうなっていくのか、現時点ではなかなか具体的に書けないというような状態で、我々がねらう中間支援組織としての機能を発揮するためには、はっきりしている、平成 31 年までに 300 数十校が転換していく中での1割ぐらいを目標に運営ができれば、我々が思っている中間支援組織としての機能は発揮できるのではないかというような考え方で、今回の方針をつくらせていただいております。

所管局

ちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。今、申し上げたことは、こちらの取組内容を具体的に説明するには事実だとは思うのですが、もう少し一歩踏み込んだ本質的なところでいきますと、本来のミッションを達成するために、やはり団体として現場も持たなければいけないし、施設の運営もしていた方が、本来のミッションを達成するための大切な資源になるということです。

現場がなくて中間支援ができるかというとなかなかそうではないし、施設等のツールがあった方が、施設的にも人的にも規模の大きさによるレベルアップというのはあるわけで、そういった中で高いレベルのものを吸い上げてまた返していくと。そういった好循環を生むために、両事業をしっかりと重ね合わせて総合力として力を出していくという趣旨の中で、具体的な目標としては今言いましたように数を出したとご理解いただければと思います。

大野委員長 大江委員

大江委員。

中間支援組織の機能を発揮していくということで、今回お話を頂戴して、前回よりもすんなりと理解が進んだところではありました。

ただ、大野委員長のご質問に重なるかと思いますが、その目標数値の設定が、今この3つの枠の中それぞれに対してこういう目標を設定しますというような記載のされ方で、もしかするとこの枠組みとはまた別に、中間支援組織の機能を発揮していく上での目標をしっかりと明示される必要があるのではないかなと、私個人的には感じております。

というのは、例えば放課後キッズクラブ運営の目標数値 のところに、「研修項目を体系化し研修を実施します」と。これは恐らく中間支援組織としての機能を発揮されるところの目標だろうとは思いますが、これが一体いつごろまでに何件行っていくのか、ネットワーク化に対してどういう取組をどういう形で行っていくのかといったようなところをより具体化していただくと、よりよい目標設定になるのかなと感じております。以上です。

大野委員長

そのほかありますか。田邊委員。

田邊委員

恐らくこの整理をされた方がわかりやすいと思うのです。これに基づいて大江委員のおっしゃるように、この目標数値を見直す必要があるのだろうと思います。10%という根拠も余りはっきりしていませんし、むしろいろいろな地域の中で数カ所ずつ、それぞれの地域の特性もあるかもしれない、そういうことを探りながら、その地域のコアとなるところの運営を担って、その地域での連携を深める中間支援組織の役割ということではないかと、この図を見てそう思います。中間支援組織の機能を発揮するために、自主的運営が必要だというお話もよく理解できまして、そこで蓄積したノウハウを別事業者とともにちゃんと研鑽を進めていく、そのリーダーシップ的役割を果たしていくのだというご説明だと理解させていただいたので、この目標数値を書く意味があるのかということだけご検討いただけたらと思います。

それからもう一つ。市から約 2.9 億円でしたか、拠出されている部分について、本当にそれが必要なのか、有効活用できているのか、そういうことについての質問も前回させていただきましたが、それについての説明がなかったので、ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

大野委員長 所管局

もし用意ができましたら。お願いします。

この出資金につきましては、今回この団体が財団として成り立つ上で、これを生かしていくという意味では、今後も取り崩し、運用もあろうかと思いますが、そういったことについて検討を団体もしておりますし、私どももこれから改めてご意見を受けて確認していくべき内容であろうと思っております。

今のところは、運用益によって若干ではありますが、本来の使命 を果たすために活用しているという状況です。

田邊委員

それでは、市からの出資については、これから検討を続けていく と承ってよろしいでしょうか。

所管局

常に確認し、現在の取り扱いで正しいか、検討はしていく必要が あると考えております。

大野委員長

しつこくて申しわけないのですが、放課後事業育成推進の中間支援組織機能を担うということで、今お話になったように 10%というような数値が出てきますと、これをねらっているのではないかと。要するに1割ぐらいは確保していこうと。そうすると、どうしてもそのための人をどうする、資金をどうする、その運用益をどうするというようなところに行きそうな気がして心配です。

むしろそうではなくて、何をやるのかといったら、中間支援組織機能なのだ、であるならば何をやるのか、例えば地域のコアとなる事業所を中心としたネットワークづくりであるとか、場所によっては指定管理者適任者が見つからないときのバッファというような

役割を担うとか、そういった役割を明記していった方が、この組織 の意義というのがもっとはっきりしてくるのではないかと思うの です。

ですからそういう意味で、数字にこだわってしまう、こちらがこだわっているのかもしれませんが、そう受け取られてしまいがちなので、どういう事業をやるのかということをもう少し明確にしていただいた方が、この組織の存在意義がより明確になって、社会からこういう団体なのだ、こういうことを中心にやってくれるのだということがよくわかってくるのではないかと思いまして、どうしてもしつこくなってしまうのですが、そのように考えております。意見です。どうぞ、それに対して。

所管局

一言だけ述べさせていただきます。今いただいたご意見は、団体が掲げたこの 10%ぐらいを応募した上で獲得していくというようなことが前に出過ぎまして、本来の果たすべき役割としての目標が陰に隠れてわかりにくくなってしまったと、改めて所管局としてもそのように受けとめておりますので、事務局と相談して、目標の書きぶり、取組の内容の書きぶりを、今の趣旨に見合ったような内容に書きかえていければと考えます。それでよろしいでしょうか。

大野委員長

そういう意味で、この団体がこういったことをこういった方針に沿ってやっていくということが具体化されてきました。けれども、どうしてもやるのだというところが明確に、今少しずつ明確になってきているような気がしますし、共通認識も少しずつ出てきていると思うのですが、そこのところがもう少し、ここ1~2年かけてはっきりさせていく必要があるのかなと私は思っています。ほかの委員の方、どう思われますか。

そういう意味で、どうしても引っかかるのは、「引き続き経営の向上に取り組む」と言ってしまうと、このままで、この方針でいいですよとなってしまいがちなのです。ただ、もう一つの「事業の再整理に取り組む」というのは、何も規模を縮小するとか、そういうことを言っているわけではなくて、こういう事業に重点化する、こういう点は民間にゆだねていきましょうとか、そういった意味での事業の再整理をぜひやっていただきたいと思っています。そういう意味でありまして、この組織は要らないとか、そういう意味ではなくて、私は委員としてほかの委員とも話し合っているところなのですが、そういう形で表現をしたいと思っています。その辺で何かご意見がありましたら。

所管局

どうしても事業を整理するというように言われますと、いかにもこの3つの事業のうちの2つの事業については、言ってみれば取組をやめるというようなニュアンスで受けとめられがちなのが、私どもとしては経営の向上を進めるというように書いていただきたい

と思っている理由です。本来のミッションを達成するためのツールとして、この2つの事業の位置づけをしっかり見直した形で表記して表現し、これからもしっかりとした本来の趣旨がわかるような目標設定の中でこの2つの事業を位置づけていくという趣旨であれば、私どももそのとおりだと思うのですが、言葉としてのこの事業の整理というように、どうも何といいますか、今私が申し上げたような趣旨とはなじまないように受けとめられまして。

大野委員長

いや、私たちも議論していて、審議してこちらの方針を出すときに、今回このような形で3つ4つの分類をしてきているわけですが、その中で、補足的な記述の中で、その趣旨がわかるような形で表現していきたいとは思っているのです。そこは誤解されないように私たちも努力して言葉を選んでやりたいと思います。

事務局

団体分類につきましては今、「事業等の再整理に取り組む団体」という書き方になっていますが、今のご議論を踏まえまして、少し表現については調整の余地があろうかと思っておりますので、事務局で預からせていただきます。今、委員長がまさにおっしゃっていただいたとおりで、団体運営、公益的使命等の実現強化に向けて事業の重点化を進めるといったものも、「事業等の再整理に取り組む団体」という位置づけの中に含めて考えてまいりたいと思っております。「事業等の再整理に取り組む団体」と、そういう表現を今はしておりますが、例えば「事業等の再整理」あるいは「重点化に取り組む団体等」というようなことで、表現については調整の余地があろうかと思いますので、その辺は事務局とまた調整させていただければと思います。

大野委員長 田邊委員

そういう意味で、ほかの委員は今の件について、よろしいですか。 大野委員長のおっしゃるとおりで全く同感なのですが、もしそう だとするならば、青少年施設の運営も本来のミッションではなく て、青少年施設を活用したプログラム開発とかがミッションのはず なのです。だから今、指定管理者を受けて施設の運営をやっている からこう書くということではなくて、本来のミッションは恐らくそ の施設の有効活用ということだろうと思うので、たとえ指定管理者 が別の事業者になったとしても、プログラムだけはユースさんにお 願いしなければいけないというのが、本来のこのユースさんのスキ ームなので、そこも含めてミッションの整理をしていただけたらわ かりやすくなるだろうと思います。

大野委員長

ほかによろしいですか。それでは、ただいまの審議を受けて、現 段階では「事業等の再整理に取り組む団体」とさせていただいて、 最終的な今年度末までには、事務局でやりとりしていただいて、表 現等を再検討するということで進めさせていただきたいと思いま すので、よろしくお願いいたします。

T	
	それでは、2回にわたりご審議に加わっていただき、どうもあり
	がとうございました。
	3 [議題2](福)横浜市社会福祉協議会
大野委員長	それでは、議題の2に入ります。横浜市社会福祉協議会について
	の審議を始めたいと思います。
	初めに、この団体を所管します健康福祉局福祉保健課から、この
	団体についてのご説明をまずお願いしたいと思いますので、よろし
	くお願いします。
所管局	<所管局より「経営に関する方針(素案)」説明>【資料P5】
大野委員長	ありがとうございます。それでは、引き続きまして事務局から補
	足の説明をお願いいたします。
事務局	<事務局より論点等の説明>【資料P8】
大野委員長	ありがとうございます。それでは、直ちに以上の説明に基づきま
	して審議を進めたいと思います。委員の皆様からご質問、ご意見が
	ありましたらよろしくお願いいたします。
	田邊委員、お願いします。
田邊委員	先日は見学をさせていただきまして、どうもありがとうございま
	した。そのときもちょっと質問というか意見を申し上げたのです
	が、ボランティア活動の話です。
	社会の中でのボランティア活動は、社会福祉に関したもの以外で
	も、かなり今、発展している状況です。例えば観光ボランティアで
	すとか、各地域でそれぞれ多くの活動をされているわけで、そのボ
	ランティアを社会福祉協議会が抱え込むというか、その意義がどう
	してもちょっと理解できないのです。
	ここで言っているボランティア活動というのは、社会福祉関係に
	関するボランティアという定義なのでしょうか。もしそうだとする
	と、ほかのボランティア活動に関係する局と調整が必要になってく
	ると思うので、そこを質問させていただきたいと思います。
所管局	地域レベルで言いますと、ボランティアさんは、一般の市民活動
	の延長線上のボランティアさんと、福祉保健関係のボランティアさ
	んに分かれます。それはやっている内容が全く違いまして、例えば、
	いろいろな援護が必要な方の生活を支えるサービスを中心に福祉
	保健のボランティアさんが活動されているということもありまし
	て、ですから、そういう意味では目的がはっきりして、対象者やメ
	ンバーの構成も、そういう皆さんが集まってやっていらっしゃいま
	す。それが一つの形です。
	それから市民活動というと、例えば町をきれいにするとか、小学
	生とか小さい子どもたちのために交通整理をするとかということ
	も含めて、そういうボランティアをやっているところがありまし

て、役所的に言うと、福祉系のものについては福祉保健部門が対応していて、市民活動部分については地域振興といって、局で言うと市民局が所管してそういう取組を進めています。今やはりさすがに、実態の地域での活動を見ますと、福祉部門の活動がすごく広がってきたので、そのあたりの調整を区レベルで進めるということで、連絡会議みたいなものをつくって情報交換をしながら、要は重なっている部分については協力していこうという動きがあります。

田邊委員

いかにもそれは、ボランティアの立場から物を見ていない物の考え方、つまり、ボランティアを活用するという発想だと思います。 市民の目線、ボランティアをする側からの目線だと、ここから体半分が福祉の方で、ここからこっちは市民活動だと、それはとてもあり得ないことだと思います。

例えば、子ども見守り隊みたいな方々がいて、その方々が福祉施設へ行ってお手伝いするということも当然あり得る話で、したがって、いろいろな目的を持ったボランティア団体等ありますが、それは福祉と関連したり、また、福祉の団体でありながら別のところへ、例えば子どもの健全育成にかかわったり、さまざまな形態、これは市民から見るとそういうものだと思うので、ここから先は当然局と局の調整が必要だと思いますが、社会の中でここまでボランティア活動が広がった中で、福祉の部門は福祉局だという発想は、ちょっと今の時代にふさわしいとは思えないということを意見として申し上げたいと思います。

大野委員長 所管局

何かご意見は。どうぞ。

実際のボランティアの活動の中でも、福祉保健の部分はかなり利用される方の生活の中に入っていて、要は安定的に継続的にそれをやっていただかなければいけないということですので、そういう意味では、いろいろな活動の中の一つの活動というよりも、その活動を中心として団体をつくられて、実際にはボランティアさんが参加されているというものが多いです。

本来ボランティアですから、いろいろ関心をお持ちのところでいるいろなことをやっていただくというのが本来の姿だと思うのですが、特に福祉保健関係については、目的のためにいろいろな方がお集まりになって対応されているというのが実態です。

ですから、我々も今回介護保険の制度が一部変わって、要支援の 皆さんは介護保険サービスではなくて、地域の皆さんの力を借り て、ボランティアさんに参加していただいたことでサービスを提供 していこうという流れになっていまして、そういう意味では、先ほ ど耳が痛いなと思ったのですが、行政がボランティアを活用すると いうようなところで進んでいるのは間違いない話です。

ですから、我々もやはりいろいろな制度の中でそれに対応してい

かなければいけないので、もっと協力をいただきたいなというところで今、仕事をさせていただいております。

所管局

一点追加でよろしいですか。説明の中で地域福祉保健計画というのが出てきましたが、横浜市は市の地域福祉保健計画のほかに区の地域福祉保健計画、それから地区の連合単位の地域福祉保健計画というのをつくっていまして、連合単位の地域福祉保健計画をつくる場合は、区もそうですが、福祉保健の枠に、やっている人は今お話があったように同じ人なので、福祉保健だけで計画をつくっても結局意味がないという話で、ほとんどのところが防犯も入っていますし、いろいろな活動が地域福祉保健計画の中で、地区であれば特に一緒になっていて、地域の皆様が活動している内容をそのまま計画に載せています。

今後こういうふうにしていきたいということを全部載せています。それを区役所の福祉部門と地域振興部門が一緒になって支援しているという構図が、現場に行けばでき上がっている、地域の皆様が中心に動いているという形になっています。

ただ、局はさすがに福祉部が市民局の仕事をするわけにはいきませんので、連携で対応しているというご理解をいただけるかなと思います。

大野委員長 田邊委員

そのほか。どうぞ。

要はそのボランティアという物の考え方、本質がちょっと基本的に違うと思います。絶対やってもらわなければいけないものでボランティアを頼ってという話は、まさにボランティアを活用しようということですよね。それは本来のボランティア活動なのかと。つまりボランティア論、特に子どもたちがボランティア体験とかをしていくときに、ボランティアの物の考え方をしっかり伝えていくという大事な入り口なのです。そのときに、市民のボランティアを活用する的発想で今の体制があるのだとすると、強制的にさせられているという話につながりかねない。したがって、子どもたちが将来自発的にそういうことを行おうという気が起きなくなる危険があると感じています。したがって、当然健康福祉局だけの問題ではないのですが、ここまで市民の善意によるボランティア活動が普及してきた中においては、今やはり介護保険の見直しもあるので、再調整のときではないかということを、ぜひご検討いただけたらと思います。

所管局

ちょっと補足をさせていただきますと、我々が思っているのはボランティアというのとちょっと違うかもしれません。我々が思っているのは、よく自助・共助・公助というのがありまして、共助の部分で、地域の皆さん同士で支え合うとか助け合うことをしていくというところで、皆さんの力を借りてやっていきましょうということ

での働きかけです。

ですから、純粋なボランティアではなくて助け合いですよと。非常に役所的でまずいとは思いますが。ただ、もう既に公の部分では支え切れないところがありまして、やはり地域の支え合いとかつながりが大切というところで、今の地域福祉保健計画もつくっておりますので、そういう意味では、できるだけ地域の皆さんと一緒に計画もつくり、働いて進めていきたいと考えています。

大野委員長 大江委員 ほかにご意見はありますか。大江委員。

地域ケアプラザ 17 施設及び横浜市野毛山荘、こちらで介護保険 事業を実施されているという中で、こちらのノウハウを民間の事業 者にも生かしていきたいというようなご説明かと思います。具体的 にその 17 施設のノウハウを蓄積するために必要な理由と、これま でに何か民間とは違うノウハウを蓄積されているものがあれば教 えていただきたいのですが。

所管局

地域ケアプラザの成り立ちから言いますと、平成3年から整備を 進めてきたのですが、整備を始めた時期はまだ社会福祉法人で、運 営できるところが全然育っていなかったので、外郭団体であります 社会福祉協議会、それから当時の福祉サービス協会が外郭団体でし たので、この2つを中心に整備を進めてきたといういきさつがあり ます。

それぞれ社協は 17 カ所、サービス協会は 19 カ所整備をしてもらいました。それがだんだん定着してくる中で、それぞれの社会福祉法人が担えるところが育ってきて、今は 133 カ所、最終的には 145 カ所の整備を進めています。

今、外郭団体で残っているのは社協だけなので、18 区で1カ所ケアプラザを持っていれば、いろいろな社会福祉法人がケアプラザの運営を担っていますから、要はばらつきとか温度差とか、それから地域の状況も違いますので、それをつなぐ役割を本来であれば社協に担っていただきたいということです。当初はそういうことで整備をしてきたのもありまして、今でもそれは変わりません。

それはなぜかというと、ケアプラザというのは3つの機能がありまして、総合相談機能、デイサービス、地域の活動交流の仕事というのがあって、コーディネーターを置いて地域の活動を支援する事業というのをやっていまして、どうしても一般の社会福祉法人ですとデイサービスに力を入れます。なぜかというとそこがもうけになりますから、そこ中心の運営をされがちなのです。

今は、先ほども説明しましたが、地域の皆さんにいろいろな活動をやっていただくために、区役所と社協と地域ケアプラザが地域の活動の支援をしていくということで、特にケアプラザはたくさんつくっていますので、そこを拠点に活動の場を提供し、また、いろい

ろなノウハウとか情報を流しています。

ですから、そういう活動をもっと底上げする必要がまだまだありますから、そこの部分は各区で社協のケアプラザの職員が中心となって、連絡会議ですとか研修ですとか、そういうことで情報交換をしながら活動を推進しているというような状況です。

したがって、我々としては十分社会福祉協議会の運営しているケアプラザは存在意義があるといいますか、今のところはこの体制で減らしたくはないと考えています。

大野委員長

何かほかにご意見はありますか。遠藤委員。

遠藤委員

ちょっと確認ですが、この 18 カ所のケアプラザは全部、指定管理者ではなく、直接受けているのですか。それとも指定管理ですか。 指定管理です。

所管局 遠藤委員

そうすると、指定管理がとれなくなったら、その区の中で今おっ しゃっていたような機能が果たせなくなってしまうのですか。

所管局

指定管理の制度を始めたときに、例外なしということで全部公募にしました。したがって、今みたいな心配は当然あります。ただし、今のところ社協のケアプラザについては結構皆さん評判よくやっていただいていますので、指定管理がとれなかったということはありません。

それともう一つ、ケアプラザは地域との関係づくりが非常に重要な施設ですので、仮に競合した場合も幾つかありますが、今やっている法人さんがみんなとっています。ですから、そういう意味では地域との結びつきがないと運営が難しいということもありまして、そこのところは皆さん十分うまく対応していると思います。

大野委員長

そうしますと、そういうケアプラザについて、社協が行っているサービスと、そのほかの法人等が行っているサービスとでは、地域との関係、地域とのつながりをつくるという意味では、水準は似たようなものであって、むしろ地域間の水準の差について、ちゃんと情報ネットワークをつくってお互いに情報交換しながら、各ケアプラザの質を上げていこうと、こういう役割が主体であると考えてよるしいですか。

所管局

それから、実態から言いますと、社協は地域とのかかわりとか、 連携とか、支援みたいなもののノウハウはかなり持っていますし、 その職員が担っていますから、要は地域との関係づくりはやはり、 ほかのところと比べると水準は高いです。

ですから、そういうところでいろいろな地域といろいろな活動を した事例ですとか、そういったものを連絡会議や研修みたいなとこ ろで各ケアプラザと情報共有して、それで皆さんにも同じようなこ とはやっていきましょうということで引っ張っているという状況 です。 大野委員長

その場合の、市の社協と区の社協の役割分担はどのようになるのですか。 ちょっとイメージがわかないのですが。

所管局

簡単に言うと、市役所と区役所の関係に近いと思います。ですから、全体的な取りまとめですとか、政策とか企画的なものを決めて、それを実施する場所は区社協ということになります。要は、全市一律にやらなくてはいけないものを市社協で決めて、それの実行部隊は区社協がやるというのがベースです。

それともう一つは、我々の市でも同じなのですが、区がいろいろ 個性を持ち始め、住んでいる人も違いますし、行政需要とか福祉需 要も全然違ってきています。

ですからそれは、現場のところでそういう需要とかというのをき ちんとニーズ把握をして、そこで対応しないととても本部で対応す るということができません。そういう意味では市役所と区役所、そ れと同じような関係です。

大野委員長

区の社協の持つ役割はかなり大きいと考えてよろしいわけです ね。

所管局

大きいです。地域では大きいです。

大野委員長

特にそういう個別性、例えばこういう大都市の中心部、あるいは住宅地、あるいは農村部に近いというか田園都市とで大分違うということですよね。そのときのそういう情報をしっかりとらえることができるのは、やはり区の社協のレベルだと考えてよろしいですか。それが市の方に上がってくると。

所管局

そうです。それともう一つは、区役所と区社協とケアプラザについては、定例会を持ってやっています。

大野委員長

全区のですか。

所管局

全区です。それぞれの区で、です。

大野委員長

区内で。

所管局

区内で、です。区内で定例会を持っていますので、そこで区の中の情報も共有していますし、それから、地区支援チームというのをつくって、各連合単位での活動を支援するメンバーになっています。ですから、そういうところで地域にも入っていきますし、より地域に近いところで仕事ができるというメリットがあります。

大野委員長

そういう区の中でしっかりとした現状把握ができて、それが市に 直接上がってくるわけですか。市が直接区社協に指示を出したり、 あるいは区役所を通してやるという形になるわけですか。市社協が その間にどう介在するのかちょっとわからないのですが。

所管局

これは複数のルートがありまして、我々と市社協の本部とは定期 的にそういう情報交換をして、いろいろな事業については意見交換 をしながら進めています。ですから、我々のルートで区役所に行く ものもありますし、市社協のルートで区社協に行くというのもあり ますし、それがクロスしているのもあります。

実際には、一定のレベルを保つ必要がありますので、事務局長というのと次長という管理職がいます。その人たちの会議がありまして、これは月例で行っていますが、そこに行って我々も当然新規事業とか継続事業の説明を行いますし、そういうところの情報交換は定期的に行っています。

遠藤委員

今の事務局長とかというのは区社協の方ですか。

所管局

区社協です。

遠藤委員

そこに市が直接行かれて意見交換をされる。

所管局

それもあります。

遠藤委員

何か情報の流れる経路が多岐にわたっていて、どこかに一本化すればもっと手間が省けるというようなことはないのですか。

所管局

ないですね。ただ、例えばルートを一つにして必ずそこを通していくということだけではやはりうまくいかなくて、細かい説明の必要もありますし、その場合は当然、我々の方からそこに出かけていって、各事業の所管課が説明する必要もあります。

ですから、一本ではうまくいかないと思います。

大野委員長

はい、どうぞ。田邊委員。

田邊委員 所管局

関連で。これは組織が非常にわかりづらく、別法人ですよね。 はい。

田邊委員

別法人ということは、その各地区の法人が本来はちゃんとそこで 意思決定できる仕組みのはずですよね。だから、いろいろなお金の やり取りが市社協と区社協の間であったりとか、多分そこがブラッ クボックス化してしまっていて周りから見づらい。したがって、意 思決定のルートも当然何か事業を行う場合は予算が必要なものも ありますから、どうもそこのあたりが、成り立ちの仕方ない面もあ るかもしれませんが、ちょっと説明を聞いていると整理ができてい ないと思います。別法人ですので強制的に情報を出させるとかとい う話はあり得ないことですよね。

所管局

法人が別になっているというのは、平成2年に社会福祉事業法というのが改正されて、指定都市とかは区社協が法人化できるということになりまして、全国的に法人化を進めようということで、その一環として横浜市も法人化してきたところです。メリットは、区社協で主体的に意思決定ができますので、迅速化できます。意思決定を迅速化できるということと、もう一方は、監視の目が必要なので区ごとに理事会をつくっています。ですから、そういう皆さんのチェックを受けるということなので、市社協から言われたことをそのままやって皆さんにわからないブラックボックスにならないようにということも一方ではしています。ただ、今言われたように別法人ということもあって、なかなか会長さんがうんと言ってくれない

と市の意向が反映できないということもありますが、それは区社協 の会長会というのがあって、我々もそこで説明しますし、できるだ けいろいろなところでご意見を聞きながら運営できるようにして います。

それともう一つは、区レベルの組織になりましたので、区単位で 区民の皆さんですとか、いろいろな活動団体の方が会員になってい ます。ですからそういう意味では、区社協の会員だという意識で皆 さん活動されていますので、市社協の支部にたまたま出入りしてい るというのとは違うと思います。

ですからそういう意味では、活動団体の方も助成金などを受けるということもあって、そのあたりのお金面でのチェックも結構厳しい目で見ているところがありますので、それはそれとして機能しているところはあると思います。

所管局

法人化することによって、地域の皆さんが関与することで、法人として運営していくという責任性、それから、地域に対してのいろいろな説明責任であるとか、そういったところの意識が醸成されていくのかなと。

単なる支部的なものではなくて、自分たちがつくっている、自分たちが支えて地域福祉を推進していくのだという意識の醸成、それが地域の皆さんにいろいろご協力いただく、地域で支え合いをするためのよき土壌づくりをするということにつながっていると我々は考えております。

大野委員長 大江委員 何かほかにご質問は。どうぞ、大江委員。

今の一連のご説明をお伺いしていると、なおのことその 18 の地域ケアプラザを市社協さんが運営する必要があるのかどうかということが、お伺いすればするほど、そこは区に、各区の事情をよく把握して意思決定もできる区の社協さんにお任せした方が合理的なのではないかというような思いにとらわれるのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

所管局

まず、我々もそうなのですが、例えば役所の仕事も窓口にいて直接市民の方と接して、どんなニーズがあるかとかご相談があるかということを受けながら我々としては育っていくというのがあります。

それと同じように、ケアプラザの仕事をしている中で、地域の皆さんとの関係づくりもできますし、福祉に対するニーズがわかるということ、それからやはり、福祉に携わる人間ということでのスキルアップもその中でできてくるということですので、机上の話だけではとても仕事はできないと思います。

ですから、そういう現場仕事もあって、実態がわかって、それに対する施策が打てるというのがあると思います。

田邊委員

関連で。それだったら市社協から区社協へ出向すればいい話ではないですか。それだとだめなのですか。

所管局

職員の採用ですとか、人材育成ですとか、異動・配置ですね、これは人事交流をして、市社協で職員を派遣しています。それもあわせてやっているところもあります。ですから、地域づくりがうまい人がいて、それを今ちょっと足りないところに配置するとか、そういったこともあわせてやっていますので、それはうまく調整ができていると思います。

田邊委員

ケアプラザの運営を区社協に任せられない理由は何ですかと。市 社協がずっとやっている理由はという質問だったので。

所管局

ケアプラザは、市社協の中の一部門が指定管理を受けて運営しているものです。ですから、区社協がそこの運営を行うというのとはちょっと違います。

それともう一つは、区社協というのは、人員配置から言うと 10 人ぐらいしかいないので、施設の運営までできるようなボリューム はありません。

大江委員

だんだんわからなくなってきてしまったのですが、最初、そもそもこのケアプラザの指定管理を受けられているというのが、そこからの情報を収集して、今、横浜市にとってどういうことが必要なのか、また、各ケアプラザ間のネットワークとか、そういうことをするために指定管理に入られていたという理解でいたのです。

でも、実際の現場は区社協だと言われてしまうと、そこで市社協が一生懸命情報収集しても、フィードバックする場所がないのではないかと、ちょっと疑問にとらわれたのでご質問させていただきたいのですが。

所管局

別物ではないのです。組織体としては別法人の形をとっていますが、区社協を所管する部署が市社協にあって、そこが統括して日ごろの仕事を流しているというか、意見交換、情報交換をしながら仕事を進めているということで、全く別の組織ではありません。

大江委員

ではちょっと確認させていただきたいのですが、そうすると、市 社協は区社協に対してある程度コントロールする力はあるという ことなのですか。

強制権がどこまであるのかわかりませんが、各区社協に対して横 浜市の意向を受けて、いろいろな施策をこうやって展開してくださ いという指示をすることができるのですか。法人格は違うのです が。

所管局

ええ、できるというか、一体となってやっているという形ですか ね。

外郭団体

事業費の予算面であるとか、人件費の面については、市社協から 現職の派遣をしていますので、そういった意味でのコントロールで すね、もちろん、市社協の方も横浜市からいろいろな補助金をいた だいたり委託を受けている、その中で全体を見ながらその配分を決 めていくというのは、市社協で行っているという形になります。

それからもう一点、ケアプラザ全体は、うちが 17 やっているだけではなくて、会員組織ですので、いろいろな法人あるいは施設の会員さんがいらっしゃいます。高齢施設部会とか、その中に地域ケアプラザの分科会とかがありますので、そういったところで見えてきた課題といったものを、その部会を通して、我々だけの法人ではなく、ほかの社会福祉法人様の方に、いろいろな案件についてフィードバックしていくということは、そういった市社協が運営している部会活動あるいは分科会活動を通じてフィードバックしていくことは可能になっております。

地域ケアプラザから見えてくるというのは、基本的にはいろいろお買いになっていたり、個人の方の個別課題が多いわけです。ケアプラザと区社協が連携する中で個別課題から見えてくる、その個別課題を解決するために、地域で支えるあり方はどうなのだろうか、それは区社協の方でアプローチする、市社協も入りながら、そういったものを全体的にコーディネートしていくという形になるとお考えいただければよろしいかと思います。

大野委員長 大江委員

皆さん、頭の整理がつきましたか。では、大江委員質問どうぞ。 それがどうしても市社協でやっていないとできないということ がどうにも理解しがたいところです。要は国もいろいろな施策をつ くるときに、国が自前でそういう施設を運営して、そこで課題を見 つけてつくっているかというと決してそうではないことかと思う のです。なぜ直営かというところがどうにも理解しがたいのです。

所管局

直営ではないです。ですから、管理・運営を 17 カ所については 市社協が指定管理をとって運営しているという形です。

大江委員 大野委員長 所管局

はい、それはわかります。

どうも委員の頭の中が整理できていなくて。

ちょっと一点だけ追加でいいですか。市社協がなぜ地域ケアプラザを運営しないかという話なのですが、ケアプラザというのは先ほど言いましたとおり3つの機能があります。その3つセットで受託しなければなりません。

区社協というのは地域とのつながり、地域の支援とか、地域と一緒にやるというのがコンセプトになります。ケアプラザを区社協におろしてしまうと、区社協が介護保険事業者になってしまうのです。それはやはり違うでしょうと。

ただ、地域福祉保健を担っているコーディネーターさんはもちろん区社協と密接にかかわらなければいけないので、それは別のルートで、さっきも言った区の中で連絡会を持ったりとか、普段から密

接にかかわっています。そこはそこでちゃんと連携をとりながら、 デイサービスを区社協にやらせるのかという話ですよね。

デイサービス事業者として1個だけ持つなんていうのは非効率ですので、デイサービスは市社協がケアプラザ全体で所管して、地域交流部門は区社協が、所管施設はありませんが、同じ法人ですから密接なかかわりを持って進めていくというのが、一番効率的なやり方だという判断だと思うのです。

大野委員長

委員長として、混乱した状態でこのまま議論していてもらちが明かないので、私どもも整理しますが、できましたらこのケアプラザの運営という切り口でも結構ですので、市社協、区社協、それから市と区、この運営上の関係を冷静な視点に立って理解したいので、所管局の方でも、あるいは団体の方でもよろしいですのでお願いします。

それともう一点は、指定管理という問題が入ってくると、またどうしてもそこがやらなければいけないのかとか、あるいはもっと地域の特色を理解した地域の団体等はないのかどうか、そこでやれないのかとか、その辺も含めて私どもも考えますので、ぜひ所管局の方でも私たちの頭がすっきりするように、次回もう一回ご説明いただければと思います。ほかの件もありますのでまことに申しわけありませんが、ちょっとその前に事務局からきょうの議論のポイントを、私たちの頭を整理するためにも、説明していただけますか。

事務局 大野委員長

<事務局より発言の要旨を報告>

ありがとうございます。今のまとめの中で、社協がケアプラザを 指定管理する積極的な理由がどこにあるかということをもう一度 整理していただくと同時に、区社協がやるというのは現状では無理 だとすると、他の機関、NPOでもそのほかでもやれるのであれば 積極的にそちらに持っていくべきなのかなという気がしますが、そ こが抱える問題とかその辺も含めて、そういった大きなところ、市 社協、区社協、あるいはその下の地区社協ですか、そういったとこ ろの関係性をもう一度恐れ入りますがご説明いただく機会を設け たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。

ᅋᆍᄆᄐ

|4 [議題3]横浜市住宅供給公社|

大野委員長

それでは議題の3、横浜市住宅供給公社についての審議を行います。

それではまず、建築局住宅政策課所管局の方から、この団体についての概要説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

所管局

< 所管局より「経営に関する方針 (素案)」説明>

【資料 P 19、席上配付資料】

大野委員長

どうもありがとうございます。では続きまして、事務局から本団 体の説明をお願いしたいと思います。

事務局

<事務局より論点等の説明>【資料P22】

大野委員長

ありがとうございます。それでは、横浜市住宅供給公社の審議に 入ります。委員の皆様からご質問、ご意見等いただきたいと思いま すので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

田邊委員、お願いします。

田邊委員

ご説明どうもありがとうございました。実はURも随分改革を今、進めていまして、国の方も少しそちらへ舵を切り始めていると思います。もともととても必要な役割があって、それをミッションとした事業を展開されてきたと思うのですが、どうも今、ご説明を聞いていても、市の施策イコール公社みたいになっていたり、市がどのようにするかに基づいて本来は公社の役割が明確になるのに、何かそれがごっちゃになっているところが感じられたのも、要は公社さんの現時点におけるミッションというか、存在意義が非常につかみづらくなっている。市の方が課題として持っているものをまるで公社の課題のようにお話をされたのではないかという気がいたします。

大きな資産も持っているわけで、そういう中でどのように本来必要とされる事業に特化するかというのはかなり難しい話なのですが、やめるものをやめるというところが見えてこないと、現状維持でずるずるいってしまいます。市からもかなりのお金が拠出されていく状況になるのではないかということを懸念しますが、収支上で見たら市からのお金は全く必要ないようで、それについてお答えをいただきたいと思います。

所管局

運営費の補助というのは公社には市から全く出しておりません。 事業そのもので、部分的には確かに委託のような形のケースはあり ますが、特に大きな意味での補助という形はないと考えておりま す。

それとすみません、私の説明が大変まずくて申しわけありませんでした。今回、公社の協約そのものについてご説明した形でそうなってしまったのですが、例えばA3資料の右の欄の集合住宅の再生支援というのは、本市としても団地再生というのは非常に重要だということで、今、団地再生を専門に行う部署を設けておりまして、一般的な相談、大きな方針づくりの相談には応じております。

ただ、今回挙げましたケースのように、具体に入って具体の調整をするという部分につきましては、行政が自ら入ることはなかなか難しい部分がありますので、公社にこういった部分で活躍していただいているという状況があります。

それから、 の持続可能な住宅地モデルの構築というのは、市として全市的に持続可能な住宅地モデル事業というのを展開しておりまして、主に郊外部が多いのですが、4つぐらいの拠点を設けて、たまプラーザとか洋光台、相鉄線沿線、十日市場は市の土地を活用したものがありますが、そういった事業を展開しております。

ただ、郊外部以外の市街地の中ではなかなかそれが展開できない。要は、単体の敷地についていろいろなものを一緒につくっていただくようなケースというのはなかなか難しいところがありますので、これはたまたまうまくいったケースではあるのですが、この事業も例えば市が土地を買ってこういう事業をできるかというとなかなかできませんし、民間にお願いする形ではなかなかうまくいかないと。

同種の事業で、市の保有土地を使って定期借地でいるいろな施設を公募によって提案していただいて実施しているケースはありますが、こういった完全な民間の土地をもとにしたというのは初めてのケースになりますので、市が直接事業ができない、市が事業をするものではありませんので、それを中間領域的な、公社自身はコーディネーター役という位置づけ、公共と民間のちょうど間ぐらいの、非常にわかりにくいというのは確かにそのとおりなのですが、その部分を担っているという状況があるかなと考えております。

大野委員長 田邊委員 ほかにご意見、ご質問はありますでしょうか。はい、どうぞ。 持続可能な住宅地モデルの構築というものは、民間も相当研究を

持続可能な任毛地モデルの構築といつものは、民間も相当研究を されていますし、そういう意味では、公社でないといけない理由で は説明になっていないと思います。

所管局

今回のこの花咲町6丁目地区の事業に関しては、公社が適切な形でちょうど中間的に入れる状態ではないかと考えたものです。確かに高額の大きな民間の開発地区で、あるエリアに高齢者施設を設けるとか、子育て施設を設けるとか、そういった事業展開をしているケースは市内では、ほかの都市を含めて民間の大きなディベロッパーはあります。

今回のように都心の一つの敷地に、周辺に市が必要な施設がない、それがたまたま土地所有者の方のそういう意向があったという状況はありますが、それをうまくとらえて複合的なものを入れるといったときに、民間事業者ですと周辺のマンションはすべて単体のマンションになってしまっていますので、民間にこの土地を売って民間がやる形になれば恐らくマンション単体、もしくはせいぜい市の努力で子育て施設が入るぐらいというのが今の現状です。ここまでの福祉とか医療、地域の施設をここでうまく合築してやるためには、民間では難しい、公共でも難しい、その間の領域として公社が活用できるのではないかというところです。

田邊委員

お言葉ですが、民間事業者も非常によく研究しています。どうしてかというと、そういう施設が入ることによって、その付加価値が高まるからです。ですから、市が部分的にでも所有してもらうという公募をかければ、それはいっぱい手が上がってくると思いますが。

所管局

市の土地を活用した事例が幾つかあります。鶴見区に市の土地を使って高齢者や子育て施設を合築したものを定期借地でやってくださいと公募しました。確かに手は上がったのですが1社しかありませんで、そこがいい計画でしたので選定してやっていただいたケースはあります。

ですからこのケースも、公社がこれをずっとやっていくということはありませんで、モデル事業と言っていますように、民間のモデルとなるものを提示して、これを民間でもやってほしいという意図もあります。ですから、公社がこの事業と同じようなものを延々とやっていくという想定ではありません。

田邊委員

ですので、逆に民間がそういうところに参入してきて、地域のためにも市のためにもなるような仕組みを考えるのが、実は建築局なのではないですか。例えばインセンティブを与えるような何か施策を考えたり。そういうことは置いておいて、いや、中間的なのだから公社にこういうことが担えるのだというのは、公社に任せなければいけない理由につながらないと思うのですが。

所管局

段階的にいけば、ちょっと間にご説明しましたが、保育所とマンションを合築してくださいというのは、市のいろいろな施策の中で実現しつつあります。ただ、ここまで高齢者施設、子育て施設、医療施設、地域スペース、物販と、ここまでになりますと、なかなか今民間で簡単にやっていただけるところはない。

しかも、今回は土地所有者の意向があって進んできたというのがありますので、土地所有者の意向と民間ディベロッパーの事業性が合致すれば当然それはできると思うのですが、残念ながら市内ではこれが初めてのケースということで、逆にこれをよりPRして、民間でもここまでたくさんでなくてもいいのですが、保育所と高齢者の少し小さな施設を合築していただくとか、そういったことが出てくればいいかなと思っております。

大野委員長

ほかにご意見、ご質問はありませんでしょうか。

今のモデルとなったとおっしゃるこの複合施設についてなのですが、これはやはり横浜市のこの団体のオリジナルと考えてよろしいですか。それともほかでもそういうモデルケースというのはありますか。

所管局

市でも似たようなケースは幾つかあります。民間の土地を使った こういったケースは、少なくとも横浜市内では初めてではないかと 思います。市のお金を出さずにやっているということも、公社と市の関係というのがあるかもしれませんが、そういう形で進めている ものにはなります。

大野委員長

前回の経営改革の方針で、事業等の再整理が必要だということで整理を進められてきて、主立って整理された事項というのはどういうものであって、その方向性は今後ともどのような形で進めていかれるのか。

所管局

それは今、右のページの下の方で説明したことになりますが、公社の事業の場合、ある事業のうち、ある部分を民間にお願いするというのが今の状況で、その事業そのものを全部民間にということではなくて、例えば一番下の再開発事業等につきましては、従来はスタートから最後まですべて公社でやっていたものについて、段階段階で民間参入を考えまして、本格的事業化のところで民間参入を図れるようであれば、そこから民間に任せると。そうした判断をした、ある意味見直した事例というのが、そこにあります大船駅前の再開発事業と、戸塚区中央地区の共同化の事業になります。

それから、市営住宅の指定管理については、確かに民間も参入しておりますので、そういう議論は当然あると思いますが、これは結果論になりますが、現実問題としてなかなかまだ民間が参入できないブロックとかエリアがありますので、そこについては継続してというのはありますが、その他のところにつきましては、従来はすべて市営住宅は公社に委託、管理をお願いしておりましたが、指定管理制度の導入とともに、公社も民間も公平な立場で応募すると。結果として、民間がなかなか参入できなかった、なかったところを今、実施しているという状況で、少し積極的ではないですが、消極的といいますか、実態的に民間の方がマッチしていると。

それをあえて公社としてより踏み込んで入り込むということは せずに、状況に応じていると言っては変ですが、そうしないとそれ ぞれの事業は、例えば公社が手を上げなければそのブロックの応募 者がなくなってしまうとか、そういった状況がまだありますので、 その状況はやはり継続をしていくというようなことになります。

大野委員長

補完的なといいますか、すき間のあいたところを埋めていくという意味合いはよくわかりますけれども。

ただ、環境変化に応じた受動的な動きというように聞こえてくるのですが、例えば先ほど田邊委員がおっしゃったように、民間でもある程度のプロジェクトを組むときに、今までは付加価値がないと思っていた事業でも、だんだんその価値を認めてそれを加えた形で開発なりをやり始めているというのが方向として出てくるとすれば、一層その方向を進めていくことが民活になると思いますので、その辺の方向を、今受け身的なものだったのを、そこをもっと積極

的に民間の事業が活動していくような形での市のあり方、公社のあり方というのがあると思うのですが。

所管局

公社の今PRなり頑張っているところは、実は右の一番上の団地 再生の部分でして、ここは既存のマンションの建替、法律の改正等 もありましたが、なかなか実際は難しい状況があります。

民間に任せられるものについては民間でやっていただくという 主体ですが、ただそうはいかないものがまだ多数ありますので、現 時点ではなかなかそこに、もちろん全くないわけではありません が、それほど積極的な参入がありませんし、ここについては市の政 策として団地再生支援をしていかなければいけない。

さらにそのノウハウ、実は団地再生、建替等を行う際には、仕組みとしますと法律上、再開発と同じような仕組みをとって管理組合が組合をつくって権利を調整して床を調整するとか権利変換をするとかいう部分がありますので、そういった部分を含めてノウハウを持っている公社は、現時点でこの団地再生支援等に非常に適しているといいますか、市としても応援したい団体になっているのかなと思っております。

大野委員長 田邊委員

田邊委員。

URも一生懸命団地再生していますよね。URではだめで、公社でないといけない理由というのは何かあるのですか。

所管局

URは、自分で持っている分譲の団地について余り積極的な再生 支援は今行っておりません。

賃貸住宅は持っておりますので賃貸住宅の管理、それから賃貸住宅の空き家を活用しているいろな福祉施設を導入してまちづくりを進めるといったことは積極的に進めておりますが、市内のURの団地も正直申し上げて、成功事例のA・Bの団地は実はURの団地なのです。UR自身はなかなかまだ団地再生、民間の分譲団地の再生までは手が及んでいない状況ですので、市公社という位置づけが今あるのかなと思っております。

大野委員長

ほかにご意見、ご質問ありませんでしょうか。出尽くしたという ことでよろしいでしょうか。

それでは、今までの議論の要点を事務局から少し説明していただけますか。

事務局

<事務局より発言の要旨を報告>

大野委員長

ありがとうございます。ただいまの要点まとめについて何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの審議を踏まえて、この委員会としては、住宅供給公社について、建築局が素案として出しています団体経営の方向性については、「事業等の再整理に取り組む団体」という分類で、これを良とするかどうかということなのですが、基本的にこの

再整理といったときに、特に公社の場合には民間の事業の活動との 兼ね合いが大きいと思うのです。その辺を十分配慮した対応が必要 ではないかと思っております。その辺をどうやって表現するかは別 に、現段階におきましては「事業等の再整理に取り組む団体」とい うことでまとめることにしまして、その中身についてどこに重点を おくのか、あるいはどういう方向性をとるのかということについ て、事務的なところで調整していただいて、また私どもの意見も反 映させていただいて、まとめさせていただきたいと思いますが、そ れでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

大野委員長

それでは、横浜市住宅供給公社の審議はこれにて終了させていた だきたいと思います。 どうも長い間ありがとうございました。

5 [議題4]横浜食肉市場(株)

6 [議題5](株)横浜市食肉公社

大野委員長

それでは続きまして、横浜食肉市場と横浜市食肉公社についての 審議に入りたいと思います。この2団体については、非常に関連が 深い団体ですので、一括してご審議いただきたいと思います。

まず、事務局からこの団体の方針の概要と、事前に聴取した委員の意見について簡潔な説明をお願いいたします。

事務局

<事務局より「経営に関する方針(素案)」及び論点等の説明>

【資料 P 33、41】

事務局

続きまして、委員の皆様に事前にご説明したときのご意見を紹介 したいと思います。食肉市場(株)と食肉公社をあわせて4点いた だいております。

まず、大野委員長からは、社会政策的な面から設置された団体であるので、現時点で方向性を変えることは困難であると思う。また、中長期的には、TPP等の社会情勢の変化を十分に踏まえて、必要に応じて市として方向性を検討する必要があるのではないかというご意見をいただきました。

大江委員からは、財務の改善について、社会情勢として飼育戸数が減少していく中では取引が維持できないということを前提に、財務構造をどのように見直していくかが重要ではないかというご意見をいただきました。

田邊委員からは、市として市場の機能を残すということであれば、引き続き経営改善を図っていただくということになるのではないかというご意見をいただきました。

鴨志田委員からは、全国的に飼育戸数が減少している中で、市と して団体の自助努力を促進するメカニズムを検討すべきというご 意見をいただきました。 以上です。

大野委員長

ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思いますが、 ご意見はありますでしょうか。

先ほど読み上げていただきましたように、各委員の意見として は、財務的な面の改善について考えていく必要があるだろうという ことです。当然のことなのですが、所管局も抽象的な表現しかでき ていませんし、なかなか難しいとは思いますが、結論から申しまし て、この団体については「引き続き経営の向上に取り組む団体」と したいと思いますが、今後多分環境が相当変わっていく可能性があ りますよね。そのところは市が積極的にかかわっていかなければい けないところかと思います。

事務局

現状では、市が、市場は必要であるという判断をしている以上は、 環境の変化に合わせてどのように対応するのかということを常に 議論しながら整理していく必要があると考えております。

大野委員長

ということになりますね。以上でよろしいでしょうか。 (異議なし)

各委員

|7 [議題6](公財)横浜市総合保健医療財団

大野委員長

事務局

それでは、次の議題に入りたいと思います。次は、横浜市総合保 健医療財団についてです。同様に事務局から説明をお願いします。

<事務局より「経営に関する方針(素案)」及び論点等の説明>

【資料 P 49】

事務局

続きまして、事前にいただきましたご意見について紹介させてい ただきます。

1つ目は、遠藤委員からご意見をいただいておりまして、精神障 害者を支援するNPO法人は多数あるので、それらのネットワーク づくりの中心的な役割を担ってはどうでしょうか。

2つ目も遠藤委員からですが、財団の設立目的である要援護高齢 者や精神障害者等の在宅生活の維持という観点から、コールセンタ ーを設置し、安心して在宅生活が送れるような取組も検討してくだ さい。

3つ目、こちらは確認事項として田邊委員からいただいておりま す。精神障害者の生活就労支援などはNPO法人などでも行ってい ます。総合保健医療財団が一体的に運営する必要について説明して くださいということです。これにつきましては、所管局から回答が ありまして、内容としましては、医療、生活支援、就労支援、こう いった3つの機能を1つの施設で一体的に運営するということに よりまして、一貫した総合的なサービスを提供することを可能にし ています。具体的には、精神科で治療を受けている方が適切なタイ ミングで自立訓練施設に入所すること、自立訓練施設を利用しなが ら就労相談をすることが可能です。これら一体的な運営を行うことによりまして、精神障害者のさまざまなニーズに対応し、効果的な 支援を行うことができると考えております。以上のような回答をい ただいております。

以上です。

大野委員長

それでは委員の皆さん、何かご発言はありますでしょうか。ただ いま紹介いただきました意見に関連してでも結構ですが。

田邊委員からは、これで一応よろしいですか。

田邊委員

ありがとうございました。ちなみに、この団体はどのぐらいのお 金をプールしているのですか。

事務局

一般正味財産で 5 億 4000 万円ありまして、特定資産の事業運営 積立資産、こちらについては 2 億円保有しております。

田邊委員

本来は各団体に一様に、眠っている資産についてどういう方針があるのかというのは、ちょっと聞いておかないといけないと思っております。

事務局

横浜市としては、必要なものはもちろん持っていても構わないのですが、それ以外のものは積極的に活用するように、例えばこれまで果実運用型基金であれば、それは取崩型に転換して活用を図るようにということは、予算編成のときに毎年周知しております。

田邊委員 事務局

そうですか。わかりました。

ただ、先ほどのよこはまユースでもありましたが、基本財産を運用することで運用益を使った事業展開というものについては、昨今の経済状況から限界に来ている部分もありますから、そういう意味では、市が拠出している部分について、あるいは団体が特定資産として持っているような部分において、そういう積立資産で当面使うものがないようなものについては、団体の本来の公益的使命を達成していただくために、どういう活用方法があるかということについては、我々としてももう一回しっかりと検討すべき課題かなと認識しております。

今、申し上げたとおり、予算のために団体の持っている保有資産の有効活用についてということでいろいろ投げかけてきているのですが、個別的に「これは必要です」であるとか「いや、これは活用できるんじゃないか」みたいなやりとりがいろいろある中で、実は来年度以降、我々としても今後団体との具体的な関与のあり方を探っていく中で、団体がこのような特定資産を持つ理由はないのではないかということがあれば、そういったものについては積極的に公益事業に充ててもらうとか、あるいは市の施策、それは市が出しているものであれば一旦市に戻していただいて、より必要とされているところに有効に使っていくという考え方もあろうかと思います。

その辺については、今すぐ結論がなかなか出せないものもありま すので、来年度以降じっくり取り組んでいきたいと思います。また その節にはいろいろご意見をいただければと思います。 遠藤委員、特に補足することはありませんか。 大野委員長 遠藤委員 はい。 それでは、この団体分類ですが、現段階における団体分類につき 大野委員長 ましては、健康福祉局から提案されております「引き続き経営の向 上に取り組む団体」ということでよろしいと思いますが、それでよ ろしいでしょうか。 各委員 (異議なし) 大野委員長 それではそのように決定いたします。 8 [議題7](公財)帆船日本丸記念財団 大野委員長 続きまして、帆船日本丸記念財団の審議に入りたいと思います。 事務局 <事務局より「経営に関する方針(素案)」及び論点等の説明> 【資料 P 61】 事務局 続きまして、事前にいただいているご意見をご紹介いたします。 大野委員長と大江委員からは、27 年度中は指定管理の協定に沿 って管理運営等に取り組むとともに、27 年度の公募の結果を踏ま えて改めて委員会に諮っていただきたいというご意見をいただい ております。 鴨志田委員からは、市が団体に求めている役割が果たされるかに ついては、公募による結果に左右される状況にあって不安定と言え るのではないかというご意見をいただいております。 田邊委員からは、他の団体にも言えることだが、市からの出資に ついて、現在8億1000万円あるが、運用益が低下している経済情 勢等を踏まえて直ちに見直すべきだというご意見をいただいてお ります。 以上です。 大野委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様から何か補足して 質問、意見なりありましたらお願いしたいと思います。 69 ページなのですが、26 年度に市 O B がお一人増えて、こんな 田邊委員 小さい組織なのに役員数が 10 名というのは、何か理由があるので すか。 大野委員長 そうですね、常勤役員が4名なのですね。相当規模が大きくなけ ればと思います。 事務局 確認してお答えしたいと思います。

この団体については、まさに指定管理業務が土台になっているようなところですので、これが崩れてしまった場合どうするのかというのが大きなテーマですね。それは公募でやっている限りは常につ

大野委員長

きまとう問題ですが、その辺は、他との差別化を図るということな のですが、どのような差別化を図るのか、よく見えてこないところ がありますね。

そういう意味では、私や大江委員が出しているように 27 年の公募結果を踏まえて、あるいは公募結果が見えてきたら、直ちに検討しなければいけないし、できればその前にそのほかの方向性はないのかということも検討しておく必要があるのかなという気もします。

事務局

わかりました。その辺りはまたご意見として団体にも伝えておき たいと思います。

大野委員長

それから、小さなことなのかわかりませんが、ほかにはあまり出ていない、この 62 ページの「より風通しのよい組織風土を目指して、コンプライアンス委員会の定期開催・内部通報のための外部窓口設置」云々と、これは何か特別な課題があってのことなのか。

事務局

これは、以前に一部報道がありました件でして、お話しいたしますと、指定管理制度での運営のうち、例えば清掃ですとかエレベーターの管理ですとか、そういった一部の業務を指定管理者が別の業者に委託することがありまして、その委託先の従業員が不祥事を起こした件がありました。

その件について市への報告が少し遅かったということがあります。団体としてのコンプライアンスの強化というのが必要ではないかということで、こういった記載になっているものです。

大野委員長

私はこんな小さな組織で内部通報システムが機能するとは余り 思えないところがあって、市が直接かかわらない限りは無理かなと は思っています。

事務局

指定管理制度での運営になっていますので、本来そういう不祥事があれば、その指定管理協定の手続に則って市への報告が必要だったのですが、それが十分適切に行われていなかったという実態があったので、これについてはしっかりと見直しを図って、コンプライアンス委員会のようなもので、原因が何で、改善策はどうする、みたいなことをお願いしたという経緯があります。

大野委員長

それこそ、常勤役員の責任は重いですね。市のOBが入ってコンプライアンスの問題が発生しているわけですから。具体的な内容はわかりませんが、今お話を伺っただけだと、ちょっとそのような印象を持ちます。

田邊委員

もう一つ、これから 2020 年に向けて横浜も観光に非常に熱心なところ、ほかの施設との観光の連携ができているのかということです。横浜に来たらここだけではなくて回遊してもらうというのは当然のルートですよね。セクションによってそれぞれ個別に動くのではなく、もっと連携を図るというのは、これは局をまたいだ形での

		何かが必要だという意見をつけ加えます。
	大野委員長	それでは、本財団については、港湾局から出ております案、「引
		き続き経営の向上に取り組む団体」ということで、現段階では結論
		としてよろしいでしょうか。
	各委員	 (異議なし)
	大野委員長	- それではそのようにさせていただきます。
		9 [議題8]横浜ウォーター(株)
	大野委員長	では続きまして、横浜ウォーター(株)についてですが、まずは
		ご説明を事務局からお願いいたします。
	事務局	<事務局より「経営に関する方針(素案)」及び論点等の説明>
		【資料P71】
	事務局	意見としましては、田邊委員からのご意見で、市からの財政援助
		- もなく、市が蓄積したノウハウを活用して海外等に出ていって収益
		を上げている団体ということであれば、引き続きしっかり取り組ん
		でいただきたいというご意見をいただいております。
		ほかには、この団体の抱えている技術・ノウハウ等について各委
		員から確認をいただいているという状況です。
		以上です。
	大野委員長	鴨志田委員からとか、ほかによろしいですか。
	事務局	確認としてのものですので、ご意見としては1点です。
	大野委員長	それでは、横浜ウォーター(株)について、ご意見がありました
		らお願いします。田邊委員。
	田邊委員	すみません、ちょっと確認不足だったと思うので。委託料が1億
		7000 万円入っているのですね。委託料がないならばという話だっ
		たのですが。
	事務局	施設整備及び維持管理業務として1億 7000 万円入っています
		ね。
	事務局	一部まだ継続しています。25 年度で終わったものもありまして、
		浄水場の維持管理等については終了いたしました。川井浄水場が P
		F I で稼働したことに伴いまして。ただ一部、民間というか民地の
		- 中での水道設備の確認等につきましては、こちらがまだ引き続き受
		託している部分があるという状況です。
	事務局	金額的には大分小さくなります。その中で売り上げは増やしてい
		くということです。
	田邊委員	ちょっと確認なのですが、これは国内の別の地域の仕事をとる、
		海外でもとるという目的だけれども、そのほかに市の、言うならば
		外注を受けているということですよね。
	事務局	当初は実績を確保するということもありましたので、そちらは例
	3 3.3. 3	えば、浄水場の受託などを受けておりまして、今回 25 年度には終
1	I	

了しましたけれどもありました。ただ今後は、当初の目的であります他の自治体ですとか海外というものに注力していくということで、それによって売り上げを増やしていくという計画です。

大江委員

ということは、平成 26 年度は売り上げが半分以下に減っている ような感じですか。

営業収益で 2 億 8500 万円あって、うち委託料が 1 億 7000 万円 と理解してよろしいのですよね。

事務局

はい。

大江委員

となると、委託料を除くと1億1000万円がほかの事業で。

事務局

ベースとして確保できるのがということで、25 年度ベースであればということですね。

大江委員

はい。

事務局

そこの部分は他の事業で補っていくということが現状でもできているという状況です。

大江委員

26年度もできている。

事務局

そうです、はい。

田邊委員

ということは、市からの委託があるということですよね。

事務局

水道設備の確認ですね。横浜市が所有している施設ではなくて、 水道を利用される方の水道設備の確認、それがちゃんとできている かどうかという確認部分は受託されているということです。それも 徐々に減っていくとは思うのですが。

ただ、浄水場の委託のような大きな委託というのはもうなくなり ましたので。

大江委員

ええ。

田邊委員

本来は水道局が個人の家庭だとか、あるいは会社に入っているそういうメーターの確認とかチェックを水道局が直接やらなければいけないのだけれども、それをこの会社にお願いしてやってもらっていると。

事務局

メーターの確認はまた別途委託しておりまして、ここでは受けていませんが、水道設備がきちんと、給水装置が設置されているかどうかという技術力が必要な部分の確認を、市域の一部だけ受けているという状況です。

大野委員長

そのほかいかがでしょうか。確認しておきたいことはありますで しょうか。

事務局

最初に受けました浄水場の名前を思い出しましたが、鶴ケ峰の浄水場です。鶴ケ峰の浄水場が終わりまして川井浄水場を受けましたが、川井浄水場も終了しましたので浄水場の委託はなくなったという状況です。

田邊委員

お伺いしたいのは、26 年度は委託料はゼロになっているのですか。

事務局

ゼロにはならないです。先ほどの給水装置の確認の部分等が残り ます。

大江委員

それはおいくらぐらいなのですか。

事務局

1億2700万円です。

大江委員

大きいのですね。

事務局

そうです。今、見込み損益計算書、今年度の分で言うと、売上高の全体の想定が3億5000万円、そのうち1億2700万円余が横浜市からの委託料という予定になっております。

大野委員長

ほかによろしいでしょうか。確認しておきたいことがありました ら。

よろしければ、水道局が提案しておりますこの団体についての分類、「引き続き経営の向上に取り組む団体」ということでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

大野委員長

それではそのようにしたいと思います。

3 ⋿

10 [議題9](公財)横浜市男女共同参画推進協会

大野委員長

次は、横浜市男女共同参画推進協会の審議に入りたいと思います。事務局から本団体についての説明をお願いします。

事務局

<事務局より「経営に関する方針(素案)」及び論点等の説明>

【資料 P 79】

事務局

では、いただいたご意見についてご説明させていただきます。

大野委員長からは、女性の就労支援については、育児のステージなど協会以外でも支援を行っている団体がある。そのため、市がしっかりと把握してコーディネートすることで団体同士が連携し、効率的に推進していくことが望ましいのではないかというご意見です。

また、田邊委員からは2点ありまして、指定管理のあり方を検討してまで男女共同参画センターを3館受ける必要性がどこにあるのかというご意見です。また、センターを使わずに各区の地区センターなど、より市民に身近なところでサービスを提供することはできないだろうかというご意見をいただいております。

大江委員からは、団体の存在意義について明確になっていないので、そこを整理する必要があるというご意見です。

また、遠藤委員からは、男女共同参画センターは、男女共同参画に直結するような事業を実施していないように感じる。女性の就労支援に本当に必要な事業に特化する必要があるのではないかというご意見をいただいております。

以上です。

大野委員長

ありがとうございます。それでは、本団体についてさらにご意見、

あるいは確認しておきたいことがありましたらお願いいたします。 事前の意見に尽きますでしょうか。

田邊委員

ほかのこういう施設の指定管理者も同じなのですが、指定管理者 で施設の運営をすることが何かミッションになってしまっていく のですね。

本来のミッションは指定管理者ではないわけで、これはここの財団がどうのこうのより、指定管理者の出し方を考えないと、施設運営のための組織みたいになりかねないというように感じます。ですので、これは男女共同参画推進課が今後、指定管理者についてはよく検討する必要があるように思います。意見です。

大野委員長 田邊委員

事務局

指定管理制度の問題ですね。

そうです。

まさに今ご指摘いただいた点については、次期指定管理者の選定 評価委員会の答申でもいろいろ、かなり触れられておりまして、 元々男女共同参画の推進をするために団体があるけれども、団体の

後にまたセンターがあり、センターをやらないとその目的が達成できないみたいな流れになってしまっていますので、今後その辺をどう整理するのか。センターはそういう拠点だという位置づけのもとで運営するのであれば、センターを担える団体はおのずから絞られてくるはずですし、センターに求める役割と団体に求める役割が類似しているのであれば、しっかりそこは市として整理して取り組ん

まさに今この答申の中で、指定管理期間の延長ですとか、指定管理者制度による運用、指定管理の運用について検討する必要があるという意見をいただいていますので、それを含めて局に検討を促していくということでまずお伝えしていきたいと思います。

事務局

今回の方針の期間は 27 年から 31 年度までの 5 年間、これは次期 の指定管理の期間とそろえているということですので、この期間は 当面この枠組みで行うわけですが、その次をきちんと考えていただ くことになるのかなという理解をしています。

事務局

本委員会としても答申をまとめる中で、その辺が伝わるような表現にしていきたいなと思います。

大野委員長

そうですね、言及されるような。

でいく必要があるのかなと考えております。

それでは、男女共同参画推進協会につきましては、所管局の原案 にありますように「引き続き経営の向上に取り組む団体」というこ とにしまして、ただいま出てきた指摘事項を盛り込むということに したいと思います。

各委員

(異議なし)

大野委員長

それでは、これは了承されました。

| 11 [議題 10](公財)横浜市芸術文化振興財団

大野委員長

次は、横浜市芸術文化振興財団ですね。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

<事務局より「経営に関する方針(素案)」及び論点等の説明> 【資料 P 91】

事務局

では、委員の意見についてご説明させていただきます。

大野委員長から2点ご意見をいただいております。まず、にぎわいも市にとって重要かもしれないが、団体活動の成果、芸術文化の振興というものであれば、4施設の利用者数というのは疑問を感じるというご意見です。また、本来、芸術と観光は遠い分野ではないかと考えますということで、仮に施設の利用者数が増えても、コンテンツが横浜の歴史の中で生み出されたものでないとすれば、芸術文化の振興の成果であるとは言いがたいため、横浜としての文化や芸術家を育成していくことの方が重要ではないかというご意見をいただきました。

遠藤委員からは、経営の安定施策の観点から、変動の多い入場者 数等の安定化を図る必要があるというご意見、また、芸術文化の振 興が団体の目的であることから、市民が芸術文化に触れる機会の提 供など、芸術文化の振興の取組が測れるような視点で検討するべき というご意見です。

田邊委員からは遠藤委員と同様のご意見でしたが、施設の維持管理は極力外部化して、団体としての専門性を生かす事業に注力した方がよいのではないかと。また、施設管理については専門文化施設4施設に重点化を検討するべきというご意見をいただきました。

先ほど大江委員から追加でご意見をいただいておりまして、まず、芸術に関して市内であるべき姿を明確にした上で事業と施設のあり方を考えることが必要というご意見、また、高レベルを目指すものとすそ野を拡大するという2つの方向があるが、それぞれについて具体的な事業をどう位置づけるのかということを検討することが必要であるというご意見でした。

以上です。

大野委員長

ただいまの意見にさらにつけ加えるべきことがありましたら。

私が気になったのは、方向性の考え方で、「世界レベルの芸術文化事業の実施により、国内外へ横浜の魅力を発信します」と。それだけの魅力あるものが横浜で育っているとは思えないし、外からいるいるな最高級のものを持ってきて、借り物で横浜の魅力なんてできっこないし、どう考えているのかなと、その辺がちょっとよくわかりません。

ただ、芸術文化というのは、それだけで正当化されたりしてしま うところはあるのだけど、その辺、何をやろうとしているのか、も っとしっかりとしていかないとまずいのかなという気はいたしま す。

事務局

そこにつきましては、1(1)の の目標のところで、海外での事業実施2事業という目標も具体的には掲げておりますが、ここのコンテンツにつきましては未定と。ただ、担う施設としては横浜美術館で1点と、能楽堂で1点と。つまり、施設が前提となっているところが正直ありまして、それぞれでこれから考えていこうという状況であると伺っています。そういう意味では、まさに大野委員長のご指摘のとおりで、発信すべきものが先にあるべきなのではないかと。貴重なご指摘ではないかと思います。

大野委員長

市内はわかるのですが、国内外だと恐れ多いというか、それだけのものを持っているとはとても思えないので。横浜に住む市民、子どもたちが海外のものや広く日本のいいものをちゃんと持ってきて、芸術、絵でも演劇でも何でもいいから持ってきてもらって、できるだけそういうものに触れさせる、そういう機関としての役割を果たすというのはよくわかりますが、何かそれが急に国内外に横浜を発信するなんていうお題目を唱えていたらうそ臭くなってしまうところがあります。そこを気をつけてもらいたいなと思います。ちょっと言い過ぎかもしれませんが。

遠藤委員

でも、そういう感じはします。結局にぎわい創出となってしまうと、観光で人を呼ぶ、外から人を呼ぶという発想になってしまうので、本来持っている芸術の役割というか、ものがなくなってしまって、芸術に親しんで自分の感性を高めていくというところの目的が置き去られてしまったような気がします。

大野委員長 事務局

その辺、気をつけて運営していただきたいと思いますけどね。 また答申案をまとめる中で表現等を調整させていただければと 思います。恐らく団体としては、1(1)の具体的取組の団体の部 分で、アーティストの交流や海外との共同制作などさまざまな国際 交流事業を通じて発信していくということがどうもあるようです が、今言ったとおり、横浜オリジナルというと何かちょっと誤解さ れやすいような表現でもあるので、この辺は所管局を通じて団体と も表現等については少し調整できればしていきたいと思います。

大野委員長

目指すもの、ミッションが何かがはっきりわかるような表現にしてほしいなと思いますけどね。あまり大ぶろしきを広げてしまわないように。

事務局

はい。

大野委員長

ということで、意見が出尽くしたようです。この団体につきましては、文化観光局の原案、「引き続き経営の向上に取り組む団体」ということにしたいと思います。

各委員

(異議なし)

	大野委員長	なお、先ほどの意見等は改めて整理して確認していただきたいと
		思います。
		17 その他事務連絡
	事務局	<事務局よりスケジュール等の説明 >
		18 閉会
	大野委員長	それではこれで終了させていただきます。どうもありがとうござ
		いました。
資 料	資料1:経営に関する方針(素案)	
	資料 2 :団体概要資料	